

令和 8 年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

(諮問第1277号)

(公印・契印省略)

諮問第 1277 号

令和 8 年 3 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 小池 信也）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった、「2026 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）	適	寄附金の額から控除される費用については、 ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 から妥当なものと認められる。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 8,281,671 円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 1,527,447 円 ※会社がイに要した実際の費用は、28,809,324 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 101,829,844 円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,527,447 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。	適	配分団体や配分金額の決定については、 ・「形式審査」として、申請団体

審査基準	審査結果	理由
(お年玉法第7条第3項関係)		が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 から、適正に審査され、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。



別 添

2025-日サ推第 0185 号
2026 年 2 月 25 日

総務大臣
林 芳正 様

日本郵便株式会社
代表取締役
小池 信也

2026 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に
基づき、2026 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付
郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体ごとの配分すべ
き額の算出方法等、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途につい
ての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額
別添 1-1 のとおり
- 2 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法等
別添 1-2 のとおり
- 3 配分団体が守らなければならない事項
別添 1-3 のとおり
- 4 配分金の使途についての監査に関する事項
別添 1-4 のとおり

2026年用として発行した寄付金付絵入り年賀はがきおよび寄付金付お年玉付年賀郵便切手に付加された寄付金の配分団体および配分額

配分団体総数 69団体 配分額総額 113,186,000円

(1) 一般助成(65団体 97,875,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(42団体 74,534,000円)

配分団体		使途内容	配分額(円)
名称	住所		
NPO法人 コミュニティシンクタンクいんくるらぼ	059-1941 北海道勇払郡安平町通分青葉1丁目149、150番地	小規模作業所の設置による地域住民のための持続可能な地域共生社会づくり及び、過疎地モデル化事業	2,985,000
NPO法人 ゆいネット北海道	060-0063 北海道札幌市中央区南3条西10丁目1002番-4号	性暴力被害者診療支援看護職のための養成講座	497,000
NPO法人 ねっこぼっこのいえ	062-0053 北海道札幌市豊平区月寒東三條6丁目4番1号	地域の居場所における相談支援事業と地域の支援者同士の連携体制を構築する事業	1,154,000
NPO法人 なごみ	062-0921 北海道札幌市豊平区中の島一条9丁目5番16	地域福祉を柱とするNPOの、『みんなの第3の居場所』で地域創造から生産活動をする為の和食カフェ事業	497,000
NPO法人 iCareほっかいどう	063-0803 北海道札幌市西区二十四軒3条4丁目2番20号	重症児・者のデイ事業所開設のための車両整備事業	3,283,000
NPO法人 北海道社会的事業所支援機構	064-0808 北海道札幌市中央区南八条西2丁目5-74	生活困窮者の就労支援と地域資源活用によるバイオ炭製造・販売事業	497,000
NPO法人 リカバリー	065-0033 北海道札幌市東区北33条東15丁目1-1エクセlemビル4階	困窮しているひとり親家庭に栄養価の高い手作りの食事を届けるためのお弁当事業	2,895,000
NPO法人 そーさぽ旭川	071-8134 北海道旭川市末広4条2丁目5番13号ノースコート101	社会的に孤立し就労に困難を抱える人が再び社会とつながるための拠点づくり事業	494,000
NPO法人 障害者アクアレッシン ミラクルスイマー	010-0971 秋田県秋田市八橋三和町3-5	パラ水泳 ダウン症クラス新設事業およびアスリートクラス強化事業	398,000
NPO法人 ぴあいんく	981-0906 宮城県仙台市青葉区小松島新堤5-31	生活介護事業所びあにかでの、車いす利用者の送迎負担減少を目的とした福祉車両導入事業	1,661,000
NPO法人 ワールド・ヒーロー・プロジェクト	300-4231 茨城県つくば市北条4018-6	ダウン症児者に向けたヒーロー&忍者による運動療育エクササイズイベントの実施	497,000
NPO法人 発達はじめの一步	305-0051 茨城県つくば市二の宮3-24-39	子どもと、その保護者が幸せに暮らせる社会を創る事業	2,946,000
NPO法人 きりゅう女性支援グループいぶき	376-0014 群馬県桐生市菱町2丁目1712番地3	困難を抱える女性とその子どもへの支援活動充実のための車両整備事業	1,219,000
認定NPO法人 東葛市民後見人の会	270-1151 千葉県我孫子市本町3-2-1アビマンション718号	ひきこもり当事者とその家族を対象に家族力の回復を通じて社会復帰を促すアウトリーチ並びに家族会事業	447,000
公益社団法人 アマヤドリ	249-0006 神奈川県三浦郡葉山町堀内663かざはやファクトリー	家族を頼ることができない若年男性のための、相談支援及び生活支援付きシェアハウス開設に向けた修繕事業	3,106,000
一般社団法人 神奈川大井の里体験観光協会	258-0012 神奈川県足柄上郡大井町柳248	地域交通を活用した参加型の体験交流活動による高齢者の外出・交流促進モデル事業	493,000
認定NPO法人 キープ・スマイリング	104-0061 東京都中央区銀座4-13-19 銀林ビル4F	子どもの緊急入院で付き添う家族を支援「付き添い生活応援バックライト」無償提供事業	4,975,000
NPO法人 ことばの道案内	114-0023 東京都北区滝野川七丁目2番7-105号	過去に作成したことばの地図のメンテナンス事業	945,000
認定NPO法人 地域認知症サポートブリッジ	181-0013 東京都三鷹市下連雀4-2-8のぞみメモリークリニック内	運転免許証に関して認知症の人同士で話し合い認知症の人自身が納得して返納できることを支援する事業	497,000
NPO法人 xTReeE	187-0021 東京都小平市上水南町三丁目30番20号	親子の絆を深め、子育ての不安に寄り添うワークショップおよび子育てセミナー	447,000
更生保護法人 長野司法厚生協会	380-0873 長野県長野市新諏訪1丁目1番8号	被保護者への処遇活動及び退所者の孤立防止を目的としたフォローアップ支援のための車両増備事業。	1,880,000
NPO法人 はっぴーはーと	943-0823 新潟県上越市高土町1丁目6-16	母の産後うつ・自殺・虐待予防及び育児負担軽減のための退院後すぐからの専門職による赤ちゃん預かり事業	2,985,000
社会福祉法人 やちぐさ会	920-0827 石川県金沢市牧町71	通所利用者の送迎時安全確保及び排出ガス浄化の向上と地域貢献活動のための車両更新事業	1,990,000
NPO法人 TEAM創心	515-2325 三重県松阪市鎗野中川新町4丁目262番地6	医療的ケア者や重症者の社会とつながるためのアートデザイン制作・販売事業	1,890,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
認定NPO法人 ときわ会藍ちゃんの家	516-0041	三重県伊勢市常磐2丁目10番12号	地域共生社会の実現に向けた子どもから高齢者まで世代を超えた交流ができる複合施設の整備事業	1,472,000
社会福祉法人 美輪湖の家大津	520-0837	滋賀県大津市中庄2丁目2-11	障害者グループホームバリアフリーのための建替え事業	4,975,000
社会福祉法人 菊餅会	606-8364	京都府京都市左京区新柳馬場通仁王門下る菊餅町316番地	史上初！障害福祉クラブビールフェスと、障害福祉の未来を創る職員向け全国研修大会開催の為の事業	3,482,000
社会福祉法人 佐保会	631-0072	奈良県奈良市二名2-2443-3	経費老人ホーム佐保苑入居利用者のためのボイラー設備更新	4,975,000
NPO法人 年輪	633-0091	奈良県桜井市桜井194-3	就労継続支援B型事業所における工賃アップのための小型高温高圧調理機の購入	3,980,000
認定NPO法人 日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク	565-0873	大阪府吹田市藤白台5-25-1	重症患者を固定翼機を用いて集中治療を継続しながら高度専門医療施設に搬送するシステム構築するための事業	4,522,000
NPO法人 自立生活センターいしづえ	574-0011	大阪府大東市北条五丁目2番15号	障がい者・高齢者(要介護認定等)の通院・外出支援等のための福祉車両による福祉	1,402,000
NPO法人 オレンジハート	708-0004	岡山県津山市山北391-6	農業とカフェ運営を通じた、引きこもり等の若者の支援	497,000
一般社団法人 IRG	715-0003	岡山県井原市東江原町3409-4	障害者・障害児の運動療育及び社会参加実現のきっかけづくりのための、スポーツ推進事業	177,000
更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	680-0824	鳥取県鳥取市行徳3丁目815番地	被保護者への処遇活動及び退所者の孤立防止を目的としたフォローアップ支援のための車両更改事業。	995,000
NPO法人 はとぼっぼ	697-0033	鳥根県浜田市朝日町93-12	介護専門職が開催する高齢者「介護予防教室」と介護をしている家族及び地域住民への介護相談の啓発活動	497,000
社会福祉法人 E. G. F	759-3204	山口県萩市大字下小川1000	就労継続B型支援事業の利用者工賃アップのための水稲作付面積拡大事業	1,592,000
一般社団法人 hito. toco	760-0052	香川県高松市瓦町2-2-13 新瓦町ビル5F	様々な生きづらさを抱える当事者やそのご家族の社会参加の機会拡充・孤独孤立感を緩和するための居場所事業	497,000
社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会	791-1501	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	子ども同士の交流を広げながら郷土愛を育む宿泊体験プログラム	298,000
NPO法人 まなびや木の本	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2丁目1番43号 東洋マンション大名406	ひとり親と子ども達への支援事業	497,000
NPO法人 フードバンク福岡	814-0151	福岡県福岡市城南区堤2丁目9-23	食品提供が必要な方たちのための提供の仕組みを複数チャネル化する事業	3,980,000
更生保護法人 筑豊宏済会	820-0044	福岡県飯塚市横田18番地2	刑務所出所者等の支援機会確保のための車両更改事業	1,293,000
NPO法人 子どもサポートグリーン	892-0871	鹿児島県鹿児島市吉野町11055番地6	不登校児童の居場所へ繋げるための訪問支援、宅配給食事業	725,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(2団体 2,996,000円)

配分団体			使途内容	配分類(円)
名称	住所			
NPO法人 こども自然公園どろんこクラブ	241-0834	神奈川県横浜市旭区大池町65-1	地域防災文化の定着をめざす家族防災体験事業	2,897,000
認定NPO法人 とす市民活動ネットワーク	841-0026	佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1	災害時のボランティア活動に関する連携事業	99,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(1団体 2,885,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 PAHの会	242-0002	神奈川県大和市つきみ野5-8-A-209	日本初:希少難病・肺高血圧症における見えない重荷を可視化する家族介護者の全国調査	2,885,000

④文化財の保護を行う事業(2団体 2,911,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
認定NPO法人 文化財保存工学研究室	838-0141	福岡県小郡市小郡1155	歴史的建造物の改造箇所を復原し、導線の整備を行い、修復箇所公開を推進する事業	1,264,000
NPO法人 まちの根太	840-0854	佐賀県佐賀市八戸一丁目2番32号	明治40年創業の旧枝梅酒造の酒蔵建物の保存と活用のための人材雇用事業	1,647,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(13団体 10,938,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 くるくるネット	050-0076	北海道室蘭市知利別町2丁目22番31号	子ども食堂を基盤とした災害弱者支援ネットワーク構築事業—行政の避難計画の空白を埋める地域モデル	2,984,000
NPO法人 おのぼホテル会	010-1424	秋田県秋田市御野場五丁目16番1号	未来を担う子供たちに、豊かな田園風景を残すための、田んぼの生き物調査と農業体験事業	497,000
認定NPO法人 アイアイスクール	141-0031	東京都品川区西五反田8-1-13 タケウチビル2階	親子や教育関係者の哲学的対話力を高めるための教育シンポジウム事業	497,000
認定NPO法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062	東京都世田谷区南烏山6-6-5 3F	社会の問題に対してアクションを起こす青少年を育成するためのワークキャンプ事業	1,790,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0865	石川県金沢市長町3丁目3番3号	世界にはばたく未来の科学者の萌芽をめざした、ジュニア科学者養成講座の開催	398,000
NPO法人 しずおか環境教育研究会	422-8002	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	子ども達の探究力を育むための、イベント型自然体験プログラム構築事業	497,000
NPO法人 Kinder Land	504-0856	岐阜県各務原市蘇原島崎町4丁目81番地	地域の子どもの未来を育む無農薬野菜の農業体験「食と自然の大切さを学ぶ体験プロジェクト」	198,000
NPO法人 伊勢志摩さいこう会	516-0803	三重県伊勢市御園町王中島2-1	伊勢志摩地域の子ども達(小中学生)のための「花育授業」の提供活動事業	497,000
認定NPO法人 子どもネットワーク・ワルツ	535-0022	大阪府大阪市旭区新森4-6-21	子ども食堂の流動的開催のための人力キッチンカーの導入事業	1,592,000
NPO法人 すいた体験活動クラブ	585-0854	大阪府吹田市桃山台 2-3-10-402	児童達が校庭で「ピオトープ」の補修工事にチャレンジする学習支援事業	497,000
認定NPO法人 あしぶえ	690-2105	鳥根県松江市八雲町平原481-1 しいの実シアター	創造性豊かな人材育成事業「しいの実シアター未来学校」	497,000
一般社団法人 日本LGBT協会	770-0042	徳島県徳島市蔵本町2丁目11番地ダイバーシティビル3階	書籍の献本によるLGBTQ社会教育(理解増進)啓発	497,000
NPO法人 OnPal	810-0034	福岡県福岡市中央区笹丘2丁目22-15	入院児や障がい児の心を育み生きる意欲・学習意欲を高めるための音楽活動事業	497,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 321,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 総合型地域スポーツクラブさんさん	512-0904	三重県四日市市東坂部町71番地2	中学校部活動地域展開のための新規クラブ立上の備品等購入事業	321,000

⑦開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の保護を行う事業(1団体 497,000円)

配分団体			使途内容	配分類(円)
名称	住所			
NPO法人 ミャンマーKOBÉ	653-0041	兵庫県神戸市長田区久保町3丁目6-3	急増するミャンマー人留学生に対する食料・生活応援物資配布のための移動拠点整備事業	497,000

⑧地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(3団体 2,793,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 I Loveつづき	224-0001	神奈川県横浜市都筑区中川1-17-22-402	遊休農地再生の世代間交流のためのコミュニティづくり事業	497,000
NPO法人 グリーンスポーツ奈良	630-8101	奈良県奈良市青山七丁目98番地	雑草が生い茂った里山公園を、青山住民4000人の“憩いの場・体験の場”に再生のための活動事業	1,293,000
公益社団法人 生態系トラスト協会	786-0301	高知県高岡郡四万十町大正31-1	トラストで取得した森林の見回り、植樹、調査等に活用することを目的とした作業用車両の導入事業	1,003,000

(2) 特別枠助成

東日本大震災、令和6年能登半島地震の被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業(4団体 15,311,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
認定NPO法人 心の架け橋いわて	020-0015	岩手県盛岡市本町通1ー6ー3本町通桜苑ビル305号	対面参加型サロンによる被災住民の居場所作りと健康支援ー高齢者と母子の孤独・孤立対策ー	2,685,000
公益社団法人 3.11メモリアルネットワーク	986-0834	宮城県石巻市門脇町5丁目1番1号	東日本大震災被災地発の命を守る未来を拓く震災伝承・防災プロジェクト	4,975,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0811	福島県会津若松市和田一丁目7番16号	会津に避難されている方への生活支援・交流・コミュニティ再生事業	2,676,000
NPO法人 日本教育復興連盟	151-0053	東京都渋谷区代々木5ー62ー1	令和6年能登半島地震で被災した子どもたちの継続的な学習・進路支援及び若い担い手コミュニティの創出事業	4,975,000

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

8, 281, 671円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

1, 527, 447円

(3) 合計

9, 809, 118円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に应ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに应じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

令和８年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の 配分団体等の認可について

総 務 省

第 1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができる」とされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉の増進を目的とする事業② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業⑥ 文化財の保護を行う事業⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業⑩ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 |
|--|

会社は、お年玉法第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・ 配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・ 配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第 7 条第 5 項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第 11 条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十 （前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

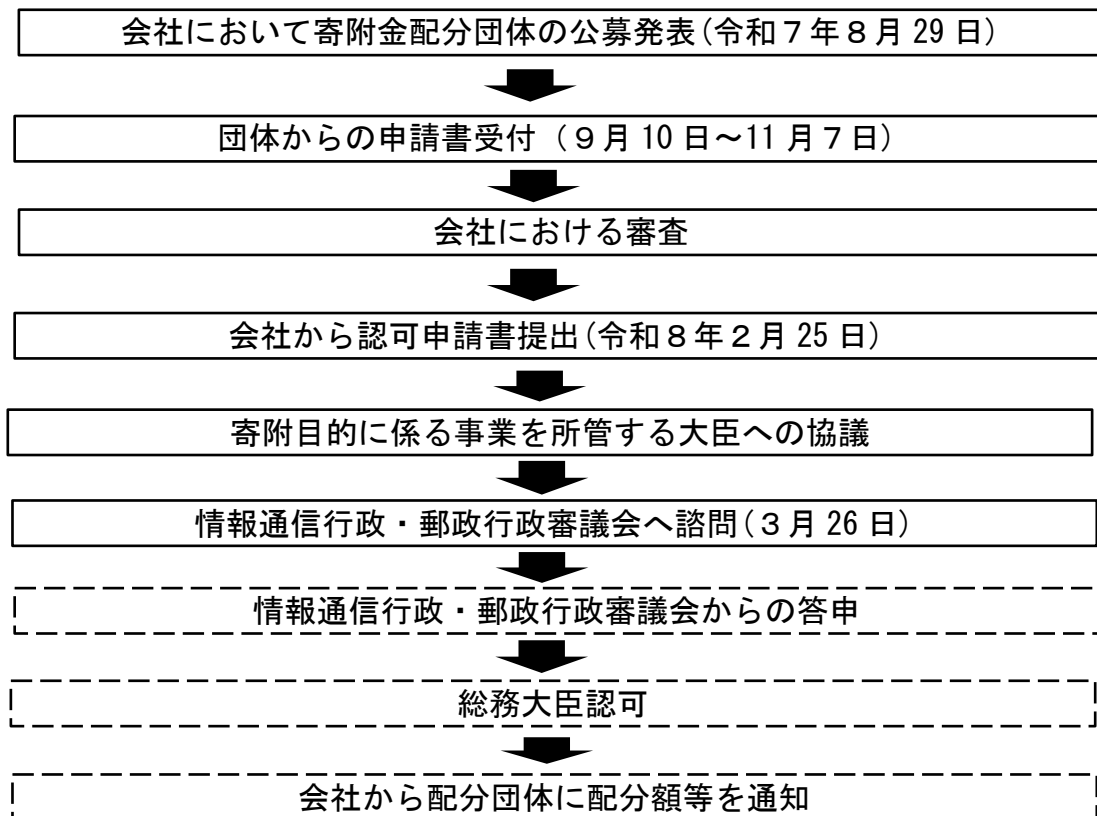
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 （略）

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

【参考】寄附金配分までの流れ



第2 会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、令和6年能登半島地震の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。一般枠の活動・チャレンジプログラム※に限っては1件50万円。なお、申請は1団体1件のみ。

※新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分のすそ野が広がることを企図し、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能な枠。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が配分団体の要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・寄附金申請金額がより小さい団体を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい団体を優先

イ 審査手順

申請 1 件当たり 2 名の審査委員（社外の有識者）が、上記アの「申請事業に期待する 4 項目」を評価し、得点を算出。同点の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2 名の審査委員（社外の有識者）は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

69 団体、113,186,000 円

個々の配分団体・配分金の金額は諮問書別添 1-1 のとおり。

【参考 1】寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付年賀葉書(85 円＋寄附金 5 円)	18,290,408	91,452,040
寄附金付年賀切手(85 円＋寄附金 3 円)	3,056,548	9,169,644
寄附金付年賀切手(110 円＋寄附金 3 円)	402,720	1,208,160
合計	21,749,676	101,829,844

【参考 2】配分原資と配分金

寄附金額①	101,829,844 円
前年からの繰越金②（配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等）	21,232,648 円
配分費用③（会社において要した費用（事例集の作成や審査委員会の人件費等））	9,809,118 円
配分原資④（①＋②－③）	113,253,374 円
配分金⑤（今回会社において配分決定をした配分金）	113,186,000 円
繰越金（④－⑤）	67,374 円

【参考 3】事業別配分状況

事業\項目	令和 7 年用		令和 8 年用（案）	
	件数	金額（万円）	件数	金額（万円）
1 号事業（社会福祉増進）	53	9,280	42	7,453
2 号事業（非常災害救助・予防）	12	2,753	6	1,831
（内数）東日本大震災、令和元年台風 19 号及び令和 2 年 7 月豪雨	-	-	-	-
（内数）東日本大震災、令和 6 年能登半島地震	7	2,131	4	1,531
3 号事業（特殊疾病治療・予防）	0	0	1	289
4 号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0
5 号事業（交通事故・水難）	0	0	0	0
6 号事業（文化財保護）	2	545	2	291
7 号事業（青少年健全育成）	22	2,707	13	1,094
8 号事業（健康保持増進）	2	100	1	32
9 号事業（海外留学生援護）	3	238	1	50
10 号事業（地球環境保全）	2	228	3	279
計※	96	15,851	69	11,319

※金額を四捨五入しているため、合計は一致しない。

【参考 4】団体からの申請と採択状況（括弧内は前年）

団体からの申請		会社の配分（案）		採択率	
件数	金額（万円）	件数	金額（万円）	件数	金額
351 (372)	84,713 (91,054)	69 (96)	11,319 (15,851)	19.7% (25.8%)	13.4% (17.4%)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

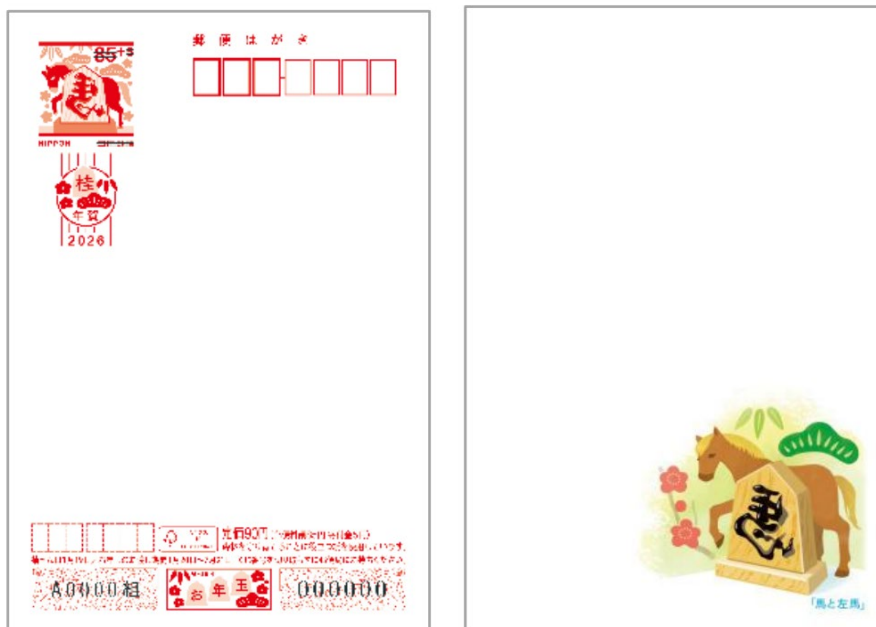
3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

参考資料

1 令和8年用寄附金付年賀葉書

- 販売価格：90 円（85 円＋寄附金 5 円）
- 販売期間：令和7年10月30日（木）から令和8年1月9日（金）まで
- 発行枚数：2,326 万枚
- 意匠：（宛名面）左馬と松竹梅 （通信面）左馬と松竹梅



2 令和8年用寄附金付年賀切手

- 販売価格：113 円（110 円＋寄附金 3 円）、88 円（85 円＋寄附金 3 円）
- 販売期間：令和7年10月30日（木）から令和8年1月9日（金）まで
- 発行枚数：420 万枚
- 意匠：（左）飾り馬 （右）飾り馬



3 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

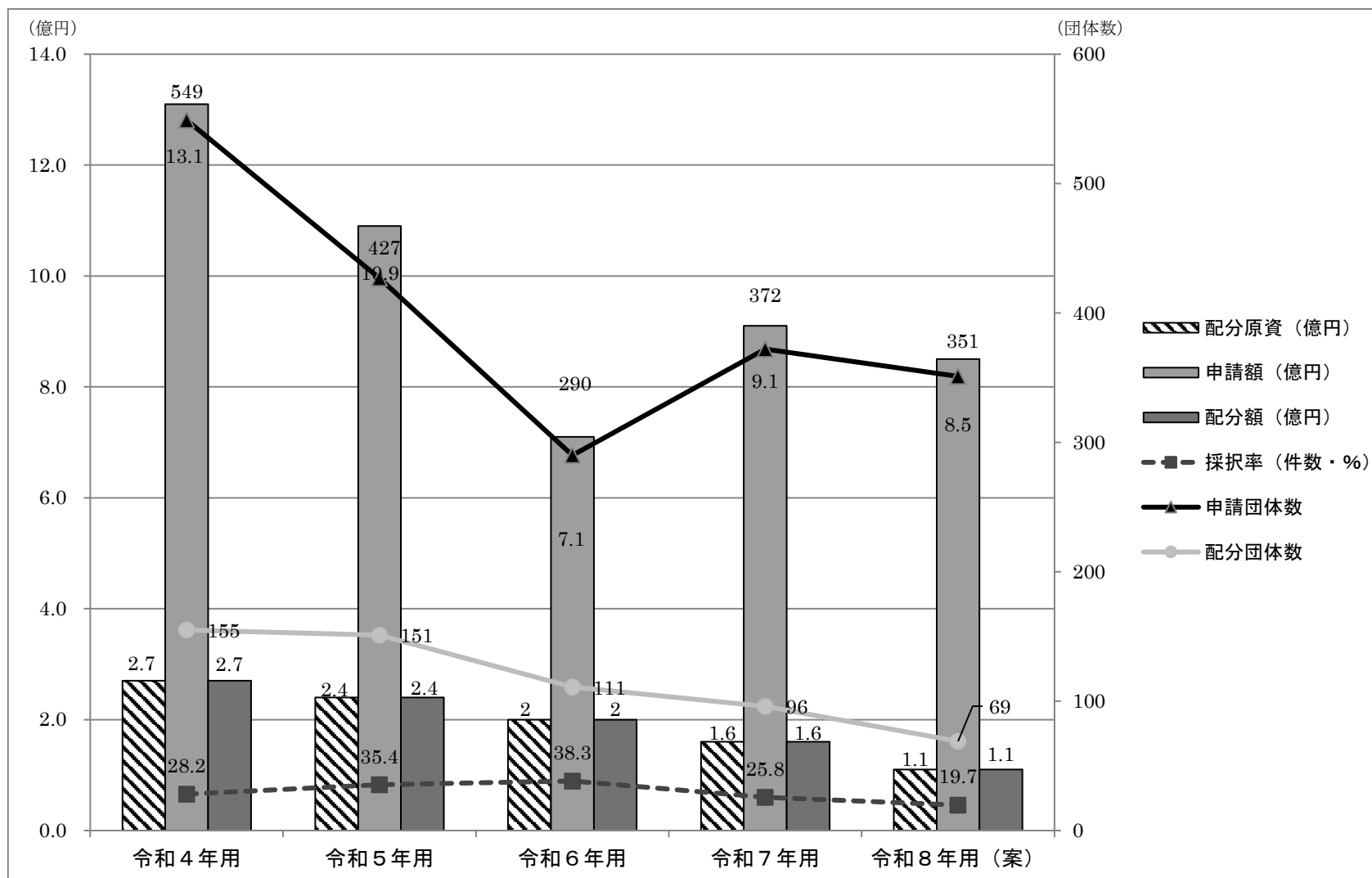
○ 年賀寄附金審査委員（令和8年1月現在）

氏 名		主要現職等
委員長	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
委 員	こにし あつし 小西 敦	京都産業大学法学部 客員教授
	しおざき かず ま 塩崎 一馬	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人 SDGs コミュニティ 代表理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人 CSO ネットワーク 共同代表理事
	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人 D S I A 代表理事
	はなさき かずひこ 花崎 和彦	公益財団法人 SOMPO 福祉財団 顧問
	みずたに え り 水谷 衣里	株式会社風とつばさ 代表取締役
	も ぎ よしさぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事

○ 年賀寄附金評価委員（令和8年1月現在）

氏 名		主要現職等
委員長	な じ ま かずひさ 南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
委 員	おくやま ち づ こ 奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
	やまが まさこ 山賀 昌子	NPO 法人まちラボ 代表理事

4 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



5 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	令和4年用		令和5年用		令和6年用		令和7年用*2		令和8年用 (案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	105	17,788	107	16,244	73	13,570	53	9,280	42	7,453
（内数）新型コロナ*1	4	828	3	220	-	-	-	-	-	-
2号事業（非常災害救助・予防）	12	3,017	11	2,872	11	3,223	12	2,753	6	1,831
（内数）東日本大震災、令和元年台風19号及び 令和2年7月豪雨	10	2,917	9	2,772	8	2,746	-	-	-	-
（内数）東日本大震災、令和6年能登半島地震	-	-	-	-	-	-	7	2,131	4	1,531
3号事業（特殊疾病治療・予防）	1	480	0	0	1	457	0	0	1	289
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	1	87	0	0	0	0	0	0	0	0
6号事業（文化財保護）	0	0	1	45	1	45	2	545	2	291
7号事業（青少年健全育成）	27	3,129	21	3,102	22	2,711	22	2,707	13	1,094
8号事業（健康保持増進）	2	250	3	709	1	50	2	100	1	32
9号事業（海外留学生援護）	2	395	2	221	2	71	3	238	1	50
10号事業（地球環境保全）	5	1,431	6	824	0	0	2	228	3	279
計*3	155	26,577	151	24,018	111	20,126	96	15,851	69	11,319

* 1：令和4年用から令和5年用までにおいて公募・配分

* 2：令和7年用年賀葉書「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）[寄附金付]」を除く。

* 3：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

6 関係法令条文

- お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）（抄）
（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

六 文化財の保護を行う事業

七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

（寄附金の経理等）

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

- 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）（抄）

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二十三条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

- お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。